

Ⅲ 減免施設等

	資産割	従業者割
対 象 ・ 要 件 等		
1 教科書の出版の事業の用に供する施設 ※当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合に限りま	2分の1	2分の1
2 演劇興行業の用に供する施設(劇場等) ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であるもの(おおむね同程度以上)	2分の1	-
3 道路交通法の規定による指定自動車教習所	2分の1	2分の1
4 貸切バスの事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 ※そのバスの全部又は一部を学校教育法に規定する学校(大学を除く)又は専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限りま	資産割及び従業者割の一定割合	
(a) 軽減割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行距離の合計数}}{\text{貸切バスの走行距離の合計数}} \times \frac{1}{2}$	(a)の算式による	
5 酒類卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	2分の1	-
6 タクシー事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ※市内に有するタクシーの台数が250台以下であるものに限りま	全部	全部
7 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で一定のもの	全部	全部
8 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用の用に供する施設 ※法701の34③12に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。	全部	全部
10 果実飲料又は炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫 ※市内に有する倉庫の合計面積が、3,000㎡以下の場合に限りま	2分の1	-
11 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	2分の1	-

対 象 ・ 要 件 等		資 産 割	従 業 者 割
12	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	2分の1	-
13	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る)並びに機械染色整理の事業を行う中小企業者が、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む)の用に供する施設	2分の1	-
14	いぐさ製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(いぐさ製品と併せ製造するポリプロピレン製花えんに係るものを含む)	2分の1	-
15	野菜又は果実(梅に限る)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	4分の3	-
16	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫、又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋	全部	全部
※市内に有する倉庫等の合計面積が、それぞれ30,000㎡未満であるものに限ります。			
17	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む)及び製品倉庫	2分の1	-
18	ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者	-	全部
19	列車内において食堂及び売店の事業に直接従事する従業者	-	2分の1
20	震災、風水害等の自然災害又は火災その他これらに類する災害により被害を受けた施設	事業を行うことができなかった月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合	-